令和元年度　災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第１回）　議事概要

１．検討会の概要

・日　時：令和２年３月９日（月）15：00～17：00（※）
・出席者：坂本委員長、喜々津委員、佐久間委員、田中委員、藤田委員
　※ 新型コロナウイルスへの対応のため、持ち回り開催に変更

２．議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

＜委員からの御意見・コメント等＞

■災害救助法による住宅の応急修理の対象拡充に伴う水害における第1次調査フローの見直しについて

○第１次調査について、外力による一定以上の損傷が発生している場合のフローに準半壊の区分がないことや、外力による一定以上の損傷が発生していない場合に一部損壊（10%未満）の区分しかないことについて、わかりやすく説明していくことが重要である。

○被害程度を細分化することにより、補助金の額などに対する不公平感が減じるのは良いことだと思うが、調査方法が煩雑になりすぎないよう、適切なバランスを維持することが必要である。

■木造と非木造が混在する住家における判定方法について

○既存木造住宅の１階部分に軽量鉄骨構造で建て増す場合のような平面的に構造が異なる住宅や、１階が非木造、２階以上が木造でいずれの階も被害を受けた場合など、様々な場合が想定されるため、自治体職員がしっかり理解できるように、今回の考え方に基づき、説明会等で丁寧に説明した方が良い。

■浸水被害における内壁の判定方法について

○台風では屋根等の上からの浸水により、内壁表面に跡が出ずに、断熱材や下地材の吸水・損傷が発生する場合がある。その場合は、内壁面に吸水等によるカビの発生等の痕跡が見られる場合もあるため、その点を加味してはどうか。

（以　上）